

## 校区体育委員の委嘱について

長久手市校区体育委員に関する規則（平成25年教委規則第4号）第4条第1項の規定により、このたび長久手市スポーツ推進委員長から、下記の方が校区体育委員として推薦されましたので委嘱について承認してください。

任期は、平成27年9月1日から平成30年3月31日です。

この委嘱により、別添委員名簿のとおり校区体育委員は45名となります。

### 記

川本安彦（昭和45年9月9日生）南小学校

## 平成27年度 長久手市校区体育委員名簿

任期 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

校区	氏名	就任年月日	校区	氏名	就任年月日
長久手小学校	浅井 俊輔	H15. 4. 1	北小学校	高木 直貴	H24. 4. 1
	青山 まさ子	H12. 4. 1		服部 昭和	H24. 4. 1
	阪上 由美子	H12. 4. 1		山本 一裕	H24. 4. 1
	青山 清孝	H15. 4. 1		浅井 桜子	H27. 4. 1
	坪井 正吉	H15. 7. 1		小淵 和代	H27. 4. 1
				川本 悟	H27. 4. 1
				高木 麻己子	H27. 4. 1
西小学校	小林 和美	H27. 4. 1	南小学校	宝島 格	H20. 6. 1
	角谷 俊卓	H12. 4. 1		山田 和彦	H15. 4. 1
	児玉 剛	H18. 4. 1		山本 利弘	H15. 4. 1
	栗原 和嗣	H21. 4. 1		酒井 紀代香	H15. 4. 1
	加藤 一夫	H22. 4. 1		大竹 高	H18. 4. 1
	土屋 美佳	H24. 4. 1		平下 敦子	H21. 7. 1
	矢野 裕美	H27. 4. 1		山田 昭平	H27. 4. 1
	熊崎 綾	H27. 4. 1		<b>川本 安彦</b>	<b>H27. 9. 1</b>
東小学校	加藤 俊郎	H11. 4. 1	市が洞小学校	垂水 健康	H26. 4. 1
	伊藤 一正	H5. 4. 1		熊谷 尚喜	H20. 4. 1
	近藤 浩光	H9. 4. 1		岩満 文枝	H21. 4. 1
	與語 猛	H13. 4. 1		水野 敬久	H21. 4. 1
	與語 三樹美	H21. 4. 1		都竹 茂	H25. 4. 1
	鈴木 丈士	H22. 4. 1		小掠 哲弘	H27. 4. 1
	池野 博之	H23. 4. 1		水野 三千代	H27. 4. 1
	山本 晃	H24. 4. 1		亀谷 茂樹	H27. 4. 1

# 校区体育委員の概要

参考

長久手市校区体育委員に関する規則により、以下のほか服務（信用を傷つけない）及び会議（研修）についての定めがされている。

## 1 職務（第2条関係）

委員は、教育委員会、スポーツ推進委員、地域関係機関等と随時連絡及び調整をとり、次の職務を行う。

- (1) 地域住民の体力づくりに資するスポーツ活動の企画、立案及び運営。
- (2) 教育委員会、スポーツ推進委員、教育関係機関等が行うスポーツ行事、教室等の協力。
- (3) スポーツグループ等有志的集団の育成及び地域の自主的活動への協力。
- (4) その他地域スポーツ活動の推進上必要な事項に関すること。

## 2 定数（第3条関係）

48名以内

## 3 推薦及び委嘱（第4条関係）

委員は、自治会連合会長、区長、自治会長、体育協会会長、スポーツ推進委員長、小学校長及び議員のいずれかが小学校区ごとに居住する住民の中から推薦した者を教育委員会が委嘱する。

## 4 任期（第5条関係）

委員の任期は3年。再任されることができる。

## 5 報償

年額20,000円

## 6 主な活動内容

- (1) 土曜日夜間の小学校開放事業：開催日及び開催種目は、各小学校により異なる。
- (2) スポーツの祭典：平成27年5月10日(日)
- (3) 校区運動会：開催日は、各小学校により異なります。
- (4) 長久手新春ふれあいマラソン大会：平成28年1月17日(日)

# スポーツ推進委員の概要

参考

スポーツ基本法第32条第2項の規程に基づき、長久手市スポーツ推進委員に関する規則により、以下のほかサービス（信用を傷つけない及び法令等の遵守）及び研修についての定めがされている。

## 1 職務（第2条関係）

委員は、住民のスポーツの推進に関しその分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成。
- (4) 学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業の協力。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じた協力。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深める。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言。

## 2 定数（第3条関係）

21名以内

## 3 任期（第4条関係）

委員の任期は2年。再任されることができる。

## 4 報償

年額90,000円

※「長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条別表第1による。

## 5 主な活動内容

- (1) 定例スポーツ推進委員会：毎月第1土曜日（第1が祝日の場合は第2）
- (2) 歩けあるけ運動：毎月1回の日曜日早朝
- (3) 自然歩道を歩こう：年2回 春・秋
- (4) スポーツの祭典：平成27年5月10日（日）
- (5) 校区運動会：開催日は、各小学校により異なります。
- (6) 愛知県市町村対抗駅伝競走大会（愛知駅伝）・愛知駅伝長久手市代表選手選考記録会：平成27年9月12日（土）
- (7) 長久手新春ふれあいマラソン大会：平成28年1月17日（日）